





この政令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

**附 則（令和元年七月二六日政令第六四号）**

（施行期日）  
1 この政令は、令和元年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令第二条第二項の規定による日当の支給の基礎とされる同項に規定する出頭等に必要な日数で、この政令の施行前日の日に対応するものに係る日当については、なお従前の例による。

**附 則（令和五年六月一六日政令第二二二号）**

（施行期日）  
1 この政令は、令和五年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の第二条第二項の規定は、同項に規定する出頭等に必要な日数のうちこの政令の施行の日以後に係るものについて適用し、当該日数のうち同日前に係るものについては、なお従前の例による。

**附 則（令和六年六月二一日政令第二二七号）**

（施行期日）  
1 この政令は、令和六年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の第二条第二項の規定は、同項に規定する出頭等に必要な日数のうちこの政令の施行の日以後に係るものについて適用し、当該日数のうち同日前に係るものについては、なお従前の例による。